

(令)

障発第0919001号
平成14年9月19日

各 内 部 部 局 の 長
社会保険庁総務部総務課長 殿
中央労働委員会事務局総務課長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

身体障害者補助犬法第7条第1項の公共法人を定める政令の施行
について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項の規定に基づく「身体障害者補助犬法第7条第1項の公共法人を定める政令」については、別添のとおり、平成14年9月19日政令第298号をもって公布され、平成14年10月1日から施行されることとされたところであるが、政令制定の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、御了知の上、関係機関及び関係団体等に対し、その周知徹底を図られるよう特段の御配慮をお願いしたい。

記

1 政令制定の趣旨

この政令は、本年5月29日に公布された身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、その管理する施設を身体障害者が利用する場合に身体障害者補助犬の同伴を拒むことができない公共法人を定めるものである。

2 政令の内容

身体障害者補助犬の同伴を拒むことができない公共法人として、次に掲げるものを定める。

- ① 独立行政法人（身体障害者補助犬法第7条第1項で例示）
- ② 特殊法人（身体障害者補助犬法第7条第1項で例示）
- ③ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（いわゆる認可法人）
- ④ 法人税法別表第一に掲げる法人

3 施行日

平成14年10月1日

身体障害者補助犬法の公共法人の範囲

○：法人税法別表第一に掲げられている法人
●：法人税法別表第一に掲げられていない法人

独立行政法人 (全 60 法人)	特殊法人 (全 77 法人)	認可法人 (全 86 法人)	その他
○独立行政法人国立公文書館	○奄美群島振興開発基金	○空港周辺整備機構	○港務局
○独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構	○運輸施設整備事業団	○自動車安全運転センター	○水害予防組合連合
○独立行政法人通信総合研究所	○沖縄振興開発金融公庫	○日本下水道事業団	○水害予防組合連合
○独立行政法人消防研究所	○簡易保険開祉事業団	○日本万国博覧会記念協会	○地方公共団体連合
○独立行政法人酒類総合研究所	○環境事業団	○平和祈念事業特別基金	○地方住宅供給公社
○独立行政法人国立特殊教育総合研究所	○金属鉱業事業団	●医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	○地方道路公社
○独立行政法人大学入試センター	○公営企業金融公庫	●海上災害防止センター	○土地開発公社
○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	○国際観光振興会	●海洋科学技術センター	○土地改良区
○独立行政法人国立女性教育会館	○国際協力銀行	●海洋水産資源開発センター	○土地改良区連合
○独立行政法人国立青年の家	○国際協力事業団	●基盤技術研究促進センター	○土地区画整理組合
○独立行政法人国立少年自然の家	○国民生活金融公庫	●漁業共済組合連合会	
○独立行政法人国立国語研究所	○国民生活センター	●漁船保険中央会	
○独立行政法人国立科学博物館	○雇用・能力開発機構	●警察共済組合	
○独立行政法人物質・材料研究機構	○社会福祉・医療事業団	●厚生年金基金連合会	
○独立行政法人防災科学総合研究所	○住宅金融公庫	●公立学校共済組合	
○独立行政法人航空宇宙技術研究所	○首都高速道路公団	●国家公務員共済組合 (23)	
○独立行政法人放射線医学総合研究所	○心身障害者福祉協会	●国家公務員共済組合連合会	
○独立行政法人国立美術館	○新東京国際空港公団	●産業基盤整備基金	
○独立行政法人国立博物館	○石油公団	●市議会議員共済会	
○独立行政法人文化財研究所	○地域振興整備公団	●指定都市職員共済組合 (10)	
○独立行政法人教員研修センター	○中小企業金融公庫	●自動車事故対策センター	
○独立行政法人国立健康・栄養研究所	○都市基盤整備公団	●情報処理振興事業協会	
○独立行政法人産業安全研究所	○日本育英会	●生物系特定産業技術研究推進機構	
○独立行政法人産業医学総合研究所	○日本学術振興会	●石炭鉱業年金基金	
○独立行政法人農林水産消費技術センター	○日本芸術文化振興会	●全国市町村職員共済組合連合会	
○独立行政法人種苗管理センター	○日本政策投資銀行	●全国社会保険労務士会連合会	
○独立行政法人家畜改良センター	○日本体育・学校健康センター	●全国商工会連合会	
○独立行政法人肥飼料検査所	○日本中央競馬会	●全国中小企業団体中央会	
	○日本鉄道建設公団	●全国農業会議所	
	○日本道路公団	●全国農業協同組合中央会	
	○日本貿易振興会	●総合研究開発機構	
	○日本放送協会の機構	●地方公務員共済組合連合会	
	○日本労働研究機構	●地方公務員災害補償基金	
	○年金資金運用基金	●地方職員共済組合	
	○農林漁業金融公庫	●町村議会議員共済会	
	○阪神高速道路公団	●通関情報処理センター	
	○放送大学学園		

- 独立行政法人農薬検査所
- 独立行政法人農業者大学校
- 独立行政法人林木育種センター
- 独立行政法人さけ・ます資源管理センター
- 独立行政法人水産大学校
- 独立行政法人農業技術研究機構
- 独立行政法人農業生物資源研究所
- 独立行政法人農業環境技術研究所
- 独立行政法人農業工学研究所
- 独立行政法人食品総合研究所
- 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 独立行政法人森林総合研究所
- 独立行政法人水産総合研究センター
- 独立行政法人経済産業研究所
- 独立行政法人工業所有権総合情報館
- 独立行政法人日本貿易保険
- 独立行政法人産業技術総合研究所
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 独立行政法人土木研究所
- 独立行政法人建築研究所
- 独立行政法人交通安全環境研究所
- 独立行政法人海上技術安全研究所
- 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 独立行政法人電子航法研究所
- 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 独立行政法人海技大学校
- 独立行政法人航海訓練所
- 独立行政法人海員学校
- 独立行政法人航空大学校
- 独立行政法人国立環境研究所
- 自動車検査独立行政法人
- 独立行政法人統計センター（平成15年4月に移行）

- 本州四国連絡橋公団
- 水資源開発公団
- 緑資源公団
- 労働福祉事業団
- 宇宙開発事業団
- 科学技術振興事業団
- 核燃料サイクル開発機構
- 関西国際空港株式会社
- 九州旅客鉄道株式会社
- 勤労者退職金共済機構
- 公害健康被害補償予防協会
- 国際交流基金株式会社
- 西国旅客鉄道株式会社
- 商工組合連合会
- 新工不ルギ一・産業技術総合開発機構
- 地方競馬全国協会
- 中小企業総合事業団
- 帝都高速度交通営団
- 電源開発株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社
- 西日本電信電話株式会社
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本勤労者住宅協会
- 日本原子力研究所
- 日本小型自動車振興会
- 日本自転車振興会
- 日本私立学校振興共済事業団
- 日本船舶振興会
- 日本たばこ産業株式会社
- 日本電信電話株式会社
- 農業者年金基金
- 農畜産業振興事業団
- 農林漁業団体職員共済組合
- 東日本電信電話株式会社
- 東日本旅客鉄道株式会社
- 北海道旅客鉄道株式会社
- 北方領土問題対策協会
- 理化学研究所

- 通信・放送機構
- 都職員共済組合
- 都道府県議会議員共済会
- 日本行政書士会連合会
- 日本銀行
- 日本公認会計士協会
- 日本司法書士会連合会
- 日本障害者雇用促進協会
- 日本商工会議所
- 日本税理士会連合会
- 日本赤十字社
- 日本たばこ産業共済組合
- 日本鉄道共済組合
- 日本土地家屋調査士会連合会
- 日本弁理士会
- 農水産業協同組合貯金保険機構
- 農林漁業信用基金
- 野菜供給安定基金
- 預金保険機構



財務省印刷局発行

目次

〔政 令〕

○身体障害者補助犬法第七条第一項の
公共法人を定める政令(二九八)

本号で公布された
法令のあらまし

- ◇身体障害者補助犬法第七条第一項の公共法人を定める政令(政令第二九八号)(厚生労働省)
- 1 身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない公共法人として、次に掲げる法人を定めることとした。
 - (一) 独立行政法人
 - (二) 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
 - (三) 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人
 - (四) (一)から(三)までに掲げる法人以外の公共法人(地方住宅供給公社、土地開発公社など)
- 2 この政令は、身体障害者補助犬法の施行の日(平成十四年一〇月一日)から施行することとした。

政 令

身体障害者補助犬法第七条第一項の公共法人を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年九月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十八号

身体障害者補助犬法第七条第一項の公共法人を定める政令

内閣は、身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

身体障害者補助犬法第七条第一項の政令で定める公共法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの
- 三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人
- 四 前三号に掲げるもののほか、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人(地方公共団体を除く)。

附 則

この政令は、身体障害者補助犬法の施行の日(平成十四年十月一日)から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎